

指定年月日	令和5年2月1日	
申請者	名称	富山県厚生農業協同組合連合会
事業所	所在地	滑川市常盤町 119番地
	名称	厚生連滑川訪問看護ステーション
サービスの種類	介護予防訪問看護	

富山県告示第70号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年2月15日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		株式会社みずき
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	訪問介護ステーションみずき
	所在地	中新川郡上市町放士ヶ瀬新45番地1
	介護保険事業所番号	1671600995
廃止の届出を受理した年月日		令和5年1月30日

富山県告示第71号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により指定区域を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年2月15日

富山県知事 新 田 八 朗

指定区域	埋立地の区分
南砺市蔵原字平ヶ原の一部及び南砺市蔵原字平ヶ原山の一部（別図のとおり）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号に掲げる埋立地
高岡市太田字岩崎50番120の一部、50番129の一部、50番130の一部、50番137の一部、50番138の一部、50番139、50番144の一部、50番145の一部、50番146の一部、50番147の一部、50番148の一部、50番149、50番154の一部、50番155の一部、50番156の一部、50番157、50番158、50番159、50番160、50番161及び50番163の一部並びに高岡市太田字紅葉5374番の一部、5375番、5376番、5377番、5378番及び5379番並びに高岡市伏木国分字儀山11番1の一部、12番2の一部及び13番	政令第13条の2第1号に掲げる埋立地
高岡市東海老坂字石原谷8番1の一部	政令第13条の2第1号に掲げる埋立地
高岡市西広谷字梅野の一部（別図のとおり）	政令第13条の2第1号に掲げる埋立地

備考 「別図」は省略し、その図面は富山県生活環境文化部環境政策課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

富山県告示第72号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月15日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年2月15日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 六天天神新線	黒部市六天1424番から	変更前		最大 14.3 最小 6.5	64.7	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市六天1059番2まで	変更後		最大 14.3 最小 6.5	64.7	
県道 上笹原東町線	富山市八尾町上笹原字中 根3735番地先から	変更前		最大 11.7 最小 5.1	102.0	富山土木 センター
	富山市八尾町上笹原字中 根3765番4地先まで	変更後		最大 29.8 最小 6.6	122.6	

富山県告示第73号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月15日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年2月15日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 六天天神新線	黒部市六天1424番から 黒部市六天1059番2まで	令和5年2月15日	新川土木 センター 入善土木 事務所

第9号とし、第4号を第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

7 第26条第1項の規定による聴聞の実施

8 第26条第2項の規定による聴聞の通知並びに期日及び場所の公示

別表質屋営業法（昭和25年法律第158号）の項第3号中「及び」を「、同条第2項の規定による許可証の書換え、」に改め、「受理」の次に「及び同条第4項の規定による許可証の再交付」を加え、同号を同項第5号とし、同項中第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

4 第7条第2項の規定による保管設備の基準の告示

別表質屋営業法（昭和25年法律第158号）の項中第1号の次に次の1号を加える。

2 第3条第2項の規定による意見の聴取及び証拠の受理並びに同条第3項の規定による不許可の通知

別表質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）の項第4号中「第13条第1項」を「第14条」に、「再交付申請」を「再交付申請書」に改め、同号を同項第10号とし、同項第3号中「書換え申請」を「書換申請書」に改め、同号を同項第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

8 第10条の規定による死亡の届出書の受理

別表質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）の項中第2号を削り、第1号を第7号とし、同号の前に次の6号を加える。

1 第2条及び第3条の規定による許可申請書の受理

2 第4条第1項の規定による営業所移転の許可申請書の受理

3 第5条の規定による管理者の新設又は変更の許可申請書の受理

4 第6条の規定による廃業の届出の受理

5 第7条の規定による休業の届出書、休業期間延長の届出及び営業再開の届出の受理

6 第8条の規定による営業内容変更の届出書の受理

別表古物営業法（昭和24年法律第108号）の項第1号中「第3条第1項」を「第3条」に、「古物商の許可（不許可を除く。）」を「古物商」に改め、「同条第2項の規定による」を削り、同項中第9号を第13号とし、第8号を第12号とし、第7号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

10 第13条第4項の規定による管理者の解任の勧告

別表古物営業法（昭和24年法律第108号）の項中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

7 第8条の2第1項の規定による自動公衆送信による公衆への閲覧及び同条第2項の規定による公衆への閲覧事項の補正

別表古物営業法（昭和24年法律第108号）の項中第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

5 第7条第5項の規定による許可証の書換え

別表古物営業法（昭和24年法律第108号）の項第3号中「第7条第1項」を「第7条第1項及び第2項」に、「届出」を「届出書」に改め、「及び第7条第2項の規定による関係する他の公安委員会に対する変更内容の通知」を削り、同号を同項第4号とし、同項中第2号の次に次の1号を加える。

3 第6条第2項の規定による許可の取消しに係る公告

別表古物営業法（昭和24年法律第108号）の項に次の4号を加える。

14 第25条第1項の規定による聴聞の実施

15 第25条第2項の規定による聴聞の通知並びに期日及び場所の公示

16 第26条の規定による盗品等に関する情報の提供

17 第27条第1項の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理並びに同条第2項の規定による他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理

別表古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）の項第10号中「第29条」を「第29条第2項」に、「取消し及び公示」を「取消しの公示」に改め、同号を同項第23号とし、同号の前に次の12号を加える。

11 第23条の規定による盗品売買等防止団体の承認

12 第24条第1項の規定による盗品売買等防止団体に係る承認の通知及び公示並びに同条第2項の規定による不承認の通知

13 第25条第1項の規定による変更届出書の受理

14 第25条第3項の規定による変更しようとする年月日及び事項の公示

15 第25条第4項の規定による変更後の事項を記載した書類の受理

- 16 第25条第5項の規定による業務規程又は情報管理規程の変更の認可
- 17 第26条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の受理
- 18 第26条第2項の規定による事業報告書及び収支計算書の受理
- 19 第26条第3項の規定による盗品売買等防止団体に対する報告又は資料の提出
要求
- 20 第27条の規定による盗品売買等防止団体に対する是正又は改善の勧告
- 21 第28条第1項の規定による廃止届出書の受理
- 22 第28条第3項の規定による回答業務の廃止の公示

別表古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）の項第9号中「第23条」を「第22条」に、「承認の申請」を「承認申請書」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、同項第7号中「第19条の10」を「第19条の10第2項」に、「第19条の14」を「第19条の14第2項」に、「取消し及び公示」を「取消しの公示」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「不認定の通知」の次に「（第19条の12において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「第4条第2項」を「第5条第9項」に、「書換え申請書」を「書換申請書」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 1 第4条第1項の規定による再交付申請書の受理

別表行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号）の項に次の1号を加える。

- 4 第7条の規定による行商従業者証又は標識の様式の承認の取消しに係る通知
別表犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の項第1号中「に関すること。」を削り、同項第2号中「第8条第3項」を「第8条第4項」に改め、「に関すること。」を削り、同項中第3号を次のように改める。

- 3 第15条の規定による業務に関する報告又は資料の提出要求

別表犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の項第4号中「第15条」を「第16条」に改め、「に関すること。」を削り、同項第5号中「第16条」を「第17条」に改め、「に関すること。」を削り、同項第6号中「第17条」

を「第18条」に改め、「に關すること。」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。